

取り戻そう、技術結集の取り組み

日本大学 危機管理学部 教授

公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員長 きのした せいや 木下 誠也



日本は優れた技術により建設事業の生産性と品質を誇ってきました。ひと頃までは公共工事においては、発注者・設計者・施工者など関係者が技術を結集して互いに研鑽していました。しかし、今では関係者間の技術対話が希薄となってしまっていました。欧米をはじめ海外では今は多様な調達方式を導入し、そこにBIM/CIMによる3次元データを関係者間で共有することにより技術を結集する取り組みを進めています。わが国も関係者が技術を結集する公共調達の仕組みを取り戻してBIM/CIMの導入を進めなければ、世界の潮流に取り残されかねません。

わが国の公共工事の入札契約手続きを規定しているのは、国の契約については明治22年以来基本的枠組みが変わっていない会計法であり、地方公共団体の契約については会計法と同様の枠組みを定めた地方自治法です。これらの規定は、明治初期における西洋諸国の会計法に倣ったものです。国等が調達する場合は最も低価格の札を入れた者を、売却する場合は最も高い札を入れた者を契約相手とするという一般競争入札を用いることを原則としています。かつて明治会計法制定当時の西洋においてはこれが標準でした。

けれども、国等が調達する場合と売却する場合のいずれにおいても価格を競う一般競争入札を原則とすることとして一つの条文に規定しているような例は、今では途上国を含めて世界中に見あたりません。海外では、売却とは分けて調達のための法令を整備して多様な入札契約方式を用意しています。

また、建設工事は、物品の購入と異なり契約時点で成果物が存在しない現地一品生産です。一般競争入札を適用することが物品購入では合理的であっても、建設工事では行き過ぎた安値競争により疎漏工事となったり、契約変更でトラブルが生じたりといったさまざまな弊害が生じます。海外の多くの国では、今では調達の目的物に応じて交渉方式を含む多様な入札契約方式が選べるようになってきました。

わが国では明治会計法制定以来制度の枠組みを変えないまま、長年にわたって現実に即した運用を行うことで工夫していました。すなわち、一般競争

入札原則の規定がありながら、実際は指名競争入札を多用し、随意契約も活用しながら、発注者と受注者、あるいは設計者と施工者の間の意思疎通を行うことによって技術を結集し、互いの技術を研鑽しながら生産性を高め、品質を確保していました。

ところが、平成5年のゼネコンスキャンダルを契機に、このような意思疎通は癒着であり談合などの不正の原因になっているとして批判を呼ぶこととなり、建て前どおりに明治以来の法制度に従って価格を競う一般競争入札によることが求められました。発注者・設計者・施工者の間の対話が不透明であったがために罪悪視され、技術の結集が困難になりました。

平成17年には、一般競争入札による価格のみの競争では工事の品質が懸念されたことから公共工物品質確保促進法が制定され、公共工事に価格と品質の総合評価により落札者を決める方式を取り入れることなどが定められました。さらに平成26年改正により、高度な技術を要する工事交渉を取り入れるなどの改革が進められています。例えば、仕様の確定が困難な工事に技術提案・交渉方式を導入して設計段階から施工者の技術を取り入れること（欧米ではECI: Early Contractor Involvementと呼ばれる方式）なども一部行われるようになりました。しかし、まだ多くの工事では、技術対話や技術の結集が困難な状況です。

海外では、公共調達における技術重視の流れが加速しています。EU調達指令の2014年改正では交渉方式の規定がさらに追加され、加盟諸国はそれに適合するよう公共調達法令を改正しました。英国ではCollaborative 3D BIMと称して、関係者が3次元データを共有する技術結集の取り組みを進めています。米国でもECI方式の活用など交渉方式を重視するようになり、3次元データの活用により技術対話と技術結集（communication and collaboration）を推進しています。わが国も透明性を確保して技術を結集する仕組みを取り入れるとともに、BIM/CIM等のIT技術の導入を進める必要があります。